

広報

2018 December No.347





土佐硯の里



村税納付

期限のおしらせ

- ○固定資産税 3期 及び 国保税 6期平成30年12月25日まで
- ○国保税 7期 及び 村県民税 4期 平成31年1月31日まで よろしくお願いします。

12

人口と世帯数 | 総人口: 1,550 人 | 男:756 人 | 女:794 人 | 世帯数:769 世帯

平成30年12月1

9月定例会

\bigcirc	村長行政報告 ①ページ
\bigcirc	村政のここが聞きたい・一般質問 ①~②ページ
\bigcirc	9月定例会議案審議 ②~④ページ
\bigcirc	第7回臨時会 議案審議 ④ページ
\bigcirc	9月定例会議案の賛否一覧 ⑤ページ
\bigcirc	常任委員会の動き

考になることだと思い 後の進路面などで大いに参

ま

たハー 取り掛かっています。 20日までに、契約を締結し ぞれの設計委託業務を8月 重ねているところです。ま ゲットなどについて協議を 施設の内容や利用者のター 議会、作業部会を立ち上げ、 農泊推進事業につい |原村農泊推進 ド面についてはそれ 事業協 7

目的を伺う。

センター事業を立ち上げた

11

、 て、 中 村長 学生海外派遣事業につ 学校 行政報告 3年 生 6

中

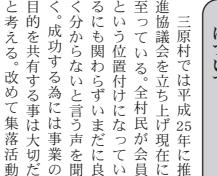
姿で研修を終えました。次かけて行われ、全員元気な て高知県立大5名の学生 が、小中学校で学習支援事 に9月3日から7日にかけ が、8月20日から27日に ストラリア海外派遣 研 質問

という位置付けになってい るにも関わらずいまだに良 至っている。全村民が会員 進協議会を立ち上げ現在に 集落活動センター |原村では平成25年に推 について 武内茂充 事業

業を経験しており、三原村

の小中学生にとっては、

· 今



答弁

田野村

長

田野村長

集落が連携を図りながら生 年3月に開所した。村内13 り組む組織として、平成26 しかった地域課題解決に取 現在 福祉、 0 組織では対応が難 産業、防災などの

質問



ている。

質問 武内茂充

この社員と執行部とで共有 る。どのような形をやまび 形を完成させる必要があ と後5年内ではある程度の しているのか伺う 17 る。事業の趣旨からする 設立より5年が経過

感じながら三原村に住み続 業を担う人材不足等、様々 段など生活面の不安、農林 やニーズを解決出来る手段 う、地域が抱えている課題 けていきたいと思えるよ か、集落への愛着や誇りを な課題に直面しているな 手不足、買い物や移動手 .齢化に伴う地域活動の担 今後益々進んでいく少子

ニーズに総合的に取り組む活動について地域の課題や 組みを進める事を目標とし 気な三原村を維持する取り ことで活性化につなげ、 元

える組織を目指す。

組むことで、集落機

能を支

各部会中心となり

武 内茂充

を感じる所がある。評価を ていないのではないか疑問 に向かって有効に運用され いるのではないか、又目的 他の補助事業と混同されて 事業が、村が行うべき事業、 やまびこが実施してい

田 野村

平成 分理解しきれていないとい びこの取り組みについて十 発な活動を進めていこうと みながら各部会を中心に活 じて、様々な事業に取り組 き地域の課題やニーズに応 して設立している。引き続 う、一般社団法人三原村集 信頼度の高い組織となるよ る。平成30年度からは、より がる取り組みを進めてい ど地域のニーズや活力に繋 年にシシトウハウス栽培な ンドリーを、同じく平成29 落活動センターやまびこと を、平成29年にはコインラ 実施している事業として 28年にやまびこカフェ 価 している。一方、やま

> 皆さんを巻き込んだ活動に う と考えている。 なるよう指導していきたい 0 、課題もあると思う。多く 方に知ってもらい村民の

> > る。

質問 武内茂充

る。所見を伺う。 薄れているのではと危惧す ぎており住民主導の原則が 機関が必要以上に関わりす 8 ている。しかし現状は行政 てもらう位置付けをされ この 事業は住民主導で進

答弁 田野村長

関、 义 集活センター機能の充実を 現 させて頂いている。今後も としては要請により諮問機 について取り組んでいて村 事業の実施や課題、ニーズ に6部会長が調整を図り 添って企画調整部会を中心 は総会で決定した事業に 1) 域 アドバイスを頂きながら 在の体制を継続し専門家 おこし協力隊の導入に取 っていきたいと考えてい 組んできた。事業の推 村として集落支援員 支援チームとして参加 や地 淮

議案審議

平成 29年度三原 歳入歳出決算の認定 村一般会計 について

田二三

も良いのではないか。 ば不納欠損処分をしなくて とかの手続きを踏んでおれ がその理由は。時効の中断 認められると書かれている 不納欠損事由に該当すると が、審査意見書にはよれば 毎 年不納欠損が出 置ている

答弁 岩井代表監査

ると決断した。 5 上 は力を入れている。実績も いう形を取り、徴収対策に いと言う判断で、適正であ のほうとしてもやむを得な 最終的な処分であり、監査 年の時効は税法に基づく がっているように思う。 29年度分から全員徴収と

内茂充

0 中で「平成29年度の主要 平 成 29年度決算説明資料

> というような報告、成果と 執行した後どうであったか 度の主要事業に関しては、 るが、成果というのがほと か。来年度の決算書には採 いうものが必要ではない は事細かく報告をされ んどされていない。ある程 務の実績というの 事務の成果」とあ てい

思う。 答弁 分は来年度から載せたいと りますが、成果を書ける部 なっております。事業によ 用してはどうか。 指摘のとおり予算説明に 武内総務課長

質疑 武内茂充

38

答弁 武内総務課長 じだがどういう形で一緒に す。訴訟等がありませんで なったのか。 万3千8百円で28年度と同 したので契約内容の費用だ 年間で契約をしておりま 顧問弁護士の報償費は

武内茂充

けです。

農業構造改善センター 運

> その理由は 算より減 営費の5百 額に 21万7千円 なってい . が 予 、る、

答弁 大塚農林業建設課長

変更したための減額です。 が、毎日は必要ないと言う 当初月曜日から金曜日の半 日 断で、月水金の週3回に !雇う内容で積算していた 農構センターの清掃で

質疑 武内茂充

歩きしていた。その事に対 社のユズ畑の問題が、一人 しての村長の見解を伺う。 移住者を募集する中で、公 三原村のホームページで

答弁 田野村長

びさせていただきたいと思 います。 いなかったという事でお詫 事、農業公社との話もして っかりしてい ホームページの なかった 確認を

質疑 新谷和幸

に比べれば び手数料の分は毎年増えて 減っていますが、使用料及 1 千2百万円弱で、 29年度の未集金の合計は 77万3千円余り 前年度

詳細についての説明を求め な手立てをしているのか。 ます。執行部はどのよう

大塚農林業建設課長

図って行く 理を行って、滞納整理を は、段階的に給水停止の処 また簡易水道使用料の滞納 ただくよう交渉して行く。 確約書を取って納入してい の方に収納計画を提示し、 果となっている。それぞれ ず滞納額が増加して行く結 したが、成果の方が上がら しております。これまで訪 ご指摘の通り年々増額を 、交渉も行ってきま

平成29年度三原村簡易水道 特別会計決算の

認定について

すべきではないか。 ものに対し給水停止を執行 り長期滞納者に対して条例 60 査 日以 委員 上滞納している からの指摘もあ

田野村長

をする 条例通りしっかりと処理

平成30年度三原 般会計歳入歳出

補正予算

案理由の 田野村長

提

上した。 源強化事業 91万8千円を計 等作成支援事業委託料3百 99万3千円、体験型観光資 推進事業補助金3百 農業振興費で 観光振興費で基本構想 ユズ産 50

質疑 武内

発、 て、 ういう事をやる事によっ えて、予算査定を行ったか。 しております。それを踏ま す年度が延びてくると推測 いった事で村が補助金を出 ないまま将来の先行投資と いるが、32年度から黒字化 額の補助金貸付金を認めて が、農業公社に対して、相当 雇用という事業説明です 50 借金返済計画ですが、こ 万円について、新商品開 ユズ産地化推進事業3百 収入が今年、来年あがら 販路開拓、栽培管理者の

32年度黒字化は、少し伸び 大等見据えて予算化した。 公社の人材育成、販路拡

> その辺はご了承頂きたい。 るかも分かりませんので、



田村清廣

績評価はどういう査定をし の撤去という事ですが、実 業は、植林の 対策事業について、この事 ているのか。 森林山村多面的機能発揮 中の 雑木、竹等

答弁 大塚農林業建設課長

績報告と写真添付で査定し ている。 職員が現地確認を行い実

修正動議 武内茂充

購入費61万6千円、 万8千円を削除する。 体験型観光資源強化事業 30 万2千円及び備品 合計 91

武内茂充

趣旨説明

武内茂充

が、腹案があれば伺いたい。 整備構想もあると思います いて、複数年度計画で施設 ヒメノボタンの里管理 画策定業務委託料につ

阿部地域振興課長

等を考えている。 足的な運営体制、 く。休憩所、トイレの整備自 を使って構想を練ってい ビジョン策定につい 関係機関、アドバイザー 人材育成 7

しようとしてい この予算は 31年度オー

答弁で村長は、運営母体は 等で、施設の内容や利用者 ボート、空気入れ、サップ、 ジャケット、ウエットスー 使用してもらう、ライフ るという趣旨の答弁もして 討中で、12月議会に提案す 現在法人化団体を中心に検 での同僚議員の一般質問の 協議中又本年度6月定例会 のターゲットなどについて ついては、農泊推進協議会 中で、交流施設の協議等に 月6日の村長の行政報告の ありません。本会議初日、9 もりも、否定するつもりも 自体を現時点で肯定するつ 算案です。川遊びメニュー を購入しようとしている予 サップ用空気入れ、自転車、 シュノーケル、魚捕り網、 ツ、グローブ、水中眼鏡、 事業の運営メニューに計 ンに向けて進めている農 ます。 は農泊推進協議会で かに川遊びメ る川遊び

もされ採用の方向で進んで

協議もされ

案として提

はありません。まで案であって決定事項でいるかもしれません。あく

案精査 理由をもって削除の提案と 予算上程を容認する悪しき と、今後同様の案件が各課 この案件を今回 ふうに私は思います。また 政の正常な手続きだという 案は提案するというのが行 会を開いてこういった予算 体と協議をしながら臨時議 母体が決定した後、その るということなので、運営 月議会に運営母体を提案す 次元が違います。村長が12 解出来ないことはないが、 あるうちにという思いも理 りました。又県の補助金の せたいとの趣旨の答弁もあ 31年度オープンに間に合わ できません。 使用する消耗品 に於いて協議中の段階での 入予算の上程は私には理解 案の段階でのその事業に なります。そういう の場で担当課 9月7 又備品 [承認 日 する . の 寸 購

質疑 田村清廣

ての考えは。

、既存の体験観光についいたとの説明だったと思う業での補強材として予算化業での持いでは、既存事

合弁 武内茂充

東もありましたが、我々議 要もありましたが、我々議 り、農泊事業に使うという り、農泊事業に使うという がでした。会期中に説明が ころころ変るというのはい

反対討論 浅井大徳

賛成討論 増井三郎

というのは納得できない。本会議の直前に修正しますかという事を感じました。

と思い、削除案に賛成する。と思い、削除案に賛成する。材度と議会、執行部との共有民と議会、執行部との共有民と議会、執行部との共有民と議会、執行部との共有民と議会、執行部との共有民と議会、執行部との共有。

反対討論 田村清廣

反対する。 足対する。 に対する。 に対する。 に対する。 に対する。 に対する。 に対する。 に対する。 にが要さ、長時間三原で過ごしてはただま。 はいで体験をしていただけので体験をしていただけのでをいることを思い削除案に であることを思い削除案に であることを思い削除案に であることを思い削除案に であることを思い削除案に であることを思い削除案に

賛成討論 新谷和幸

受けたと思う。 泊中心の備品購入の説明を 7日の精査時点では、農

削除案に賛成する。
ておりません。とりあえず
ておりません。とりあえず

及対討論 嶋田一二三

元気にする取り組みをして本村では昨年より集落を

験する備品等は必要である 呼び込む為の施策として体 村民の声が反映され、人を 川巨木巡り、 を行っており、その中で、 の活性化を目指す取り組み と考えます。集落により村 源活用ワークショップなど ノボタンの里巡り、宮 民に広 でる周 JII 知 遊び体験等 Ü 、観光資

賛成討論 大倉民雄として削除案に反対する。

委員の選任について三原村固定資産審査委員会

住所

三原村宮ノ川

((昭和23年1月15日生) 氏名 小神田 肇

> 第7回臨時会(10月29 平成30年度

議案審議

提案理由の説明 歳入歳出補正予算 平成30年度三原村一般会計



日

平成30年 第6回定例会(9月)の職案の養否一覧

(○: 賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:-)

氏 名	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	可否
平成29年度三原村一般会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額2,350,837,944円、歳出総額2,254,653,484円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成29年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額299,908,374円、歳出総額287,387,642円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成29年度三原村国民健康保険診療書特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額42,362,669円、歳出総額42,362,669円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成29年度三原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額246,466,479円、歳出総額236,210,450円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成29年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額57,303,165円、歳出総額57,303,165円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成29年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額43,408,236円、歳出総額43,408,236円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成29年度三原村土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額34,000円、歳出総額34,000円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成29年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額30,215,396円、歳出総額29,723,996円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成29年度三原村電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額49,906,925円、歳出総額49,906,925円)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成30年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて(修正動議) (41,148千円の増額)	0	×	×	0	×	0	×	_	否
平成30年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (42,066千円の増額)	×	0	0	×	0	×	0	_	可
平成30年度三原村国民健康保険歳入歳出補正予算を定めることについて (12,815千円の増額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成30年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (9,581千円の増額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成30年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (10,349千円の増額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
平成30年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (1,835千円の増額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可
三原村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて	0	0	0	0	0	0	0	_	可

平成30年第7回臨時会(10月)の農案の養否一覧

○: 賛成 ×: 反対 欠: 欠席 議長: -

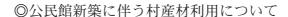
議案	氏	名	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	
平成30年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについ (17,881千		額)	0	0	0	0	0	0	0	_	可

議会だより⑤ 2018.12月号 広報 みはら ⑥

常任委員会の動き (12月)

総務常任委員会

07月30日 ◎小中学校及び給食センターの施設整備等について



- ◎三原村ユズ産地化事業(【農業公社経営健全化事業)について
- ◎平成30年度市町村議会議員研修会後の意見交換
- 09月03日 ◎9月議会対応について
- 10月03日 ◎中央公民館の進捗状況について
 - ◎宿毛市・大月町・三原村議会議員研修について 現地視察時の資料説明(ユズ選果場・ユズ農園)
 - ◎三原村議会議員研修について
- 10月11日 ◎中央公民館建築について
 - ◎中山間直接支払い制度について
 - ◎農泊推進事業の進捗状況について
 - ◎三原村議会議員研修の研修内容について

※研修3日目の国の役人との意見交換会の質問内容について

10月22日 ◎三原村議会議員研修の研修

内容について

議会運営委員会

09月03日 ◎9月議会対応で日程等調整。

広報委員会

10月02日 ◎9月定例会等の広報編集。











決算のまとめ

(単位:円)

区	分	30年度への 繰越事業費 繰越財源	実質収支額	左のうち基金に 繰入れる額	3 0 年度へ 繰 越 し て 使用できる額
— 舟	一般会計		46,622,460	24,000,000	22,622,460
	国民健康保険		12,520,732		12,520,732
	診 療 所		0		0
	介護保険		10,256,029		10,256,029
特別会計	簡易水道		0		0
	農業集落排水		0		0
	土地取得		0		0
	後期高齢者		491,400		491,400
	電気事業		0		0
合	計	49,562,000	69,890,621	24,000,000	45,890,621

平成29年度末 収入未済額の一覧表

(単位:円)

日		ert 🖂	NIII. 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	今年新たに		. r. was the re-	対前年	度比較
接 人 村 民 税 50,000 0 0 50,000 50,000 1 24,46,000 3,205,941 △ 759, 26 自 動 車 税 847,873 311,100 142,800 1,016,173 1,037,748 △ 21, 21 保稅 (医療分) 329,410 456,870 181,792 604,488 1,133,014 △ 528, 21 国保稅 (養療分) 42,458 42,411 33,112 51,757 144,259 △ 92, 21 国保稅 (養明高齡者分) 186,177 257,219 115,586 327,810 640,672 △ 312, 47 税 の 計 3,920,660 2,325,634 968,632 5,277,662 7,940,432 △ 2,662; 47 税 稅 の 計 3,920,660 1,096,700 0 437,949 453,939 △ 15,600		頃 目 	滞納繰越額	増えた滞納額	欠損処分額	実 質 滞 納 額	28年度末	増 減 額
村 校 日 定 資 産 税		個 人 村 民 税	680,379	372,184	271,159	781,404	1,728,798	△ 947,394
軽 自 動 車 税 847,873		法人村民税	50,000	0	0	50,000	50,000	0
村 税		固 定 資 産 税	1,784,363	885,850	224,183	2,446,030	3,205,941	△ 759,911
国保税(医療分) 329,410 456,870 181,792 604,488 1,133,014 △ 528, 国保税(介護納付金分) 42,458 42,411 33,112 51,757 144,259 △ 92, 国保税(後期高齢者分) 186,177 257,219 115,586 327,810 640,672 △ 312, 村税の計 3,920,660 2,325,634 968,632 5,277,662 7,940,432 △ 2,662, 負担金学校給食費 300,249 137,700 0 437,949 453,939 △ 15, 住宅使用料 4,070,836 1,096,700 0 5,167,536 4,195,978 971, 体育施設使用料 7,400 0 0 7,400 7,400 1,400 1,989,500 1,	1-1 → 1 21	軽 自 動 車 税	847,873	311,100	142,800	1,016,173	1,037,748	△ 21,575
国保税(後期高齢者分) 186,177 257,219 115,586 327,810 640,672 △ 312,7 付税 の 計 3,920,660 2,325,634 968,632 5,277,662 7,940,432 △ 2,662,7 負担金学校給食費 300,249 137,700 0 437,949 453,939 △ 15,5 住宅使用料 4,070,836 1,096,700 0 5,167,536 4,195,978 971,7 付 体育施設使用料 7,400 0 0 7,400 7,400 計 4,078,236 1,096,700 0 5,174,936 4,203,378 971,7 上地貸付収入過年度分 1,989,500 0 0 1,989,500 1,989,500 建物貸付収入過年度分 40,000 0 0 40,000 40,000 1,989,500 2,029,500 2,029,500	作り 作	国保税(医療分)	329,410	456,870	181,792	604,488	1,133,014	△ 528,526
村 税 の 計 3,920,660 2,325,634 968,632 5,277,662 7,940,432 △ 2,662, 負担金 学 校 給 食 費 300,249 137,700 0 437,949 453,939 △ 15.5		国保税(介護納付金分)	42,458	42,411	33,112	51,757	144,259	△ 92,502
負担金学校給食費 300,249 137,700 0 437,949 453,939 △15,10 1 1 1 1,332,849 244,500 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1,100 1 1,00 1		国保税(後期高齢者分)	186,177	257,219	115,586	327,810	640,672	△ 312,862
使用料 (住宅使用料 4,070,836 1,096,700 0 5,167,536 4,195,978 971,4 体育施設使用料 7,400 0 0 7,400 7,400 計 4,078,236 1,096,700 0 5,174,936 4,203,378 971,4 土地貸付収入(過年度分) 1,989,500 0 0 1,989,500 1,989,500 建物貸付収入(過年度分) 40,000 0 0 40,000 40,000 計 2,029,500 2,029,500 0 0 0 2,029,500 2,029,500		村 税 の 計	3,920,660	2,325,634	968,632	5,277,662	7,940,432	△ 2,662,770
使用料 体育施設使用料 7,400 0 0 7,400 7,400	負 担 金	学 校 給 食 費	300,249	137,700	0	437,949	453,939	△ 15,990
計 4,078,236 1,096,700 0 5,174,936 4,203,378 971,4 財産収入 土地貸付収入(過年度分) 1,989,500 0 0 1,989,500 1,989,500 財産収入 建物貸付収入(過年度分) 40,000 0 0 40,000 40,000 計 2,029,500 0 0 2,029,500 2,029,500 離 収入 国保(-銀端障養等第三者酬付金) 0 0 0 0 48,986 △ 48, 簡 水 水 道 使 用 料 4,629,277 635,731 0 5,265,008 4,858,732 406,30 農 集落排水処理施設使用料 213,033 50,656 0 263,689 303,562 △ 39,40 介 護 保 険 料 1,306,449 239,500 32,000 1,513,949 1,563,349 △ 49,49,40 介 護 促 手 数 料 26,400 5,000 600 30,800 30,100 20 資 保 除 料 1,332,849 244,500 32,600 1,544,749 1,593,449 △ 48,48,48 後期高齢 督 促 手 数 料 24,000 64,300 0 88,300 65,000 23,48 後期高齢		住 宅 使 用 料	4,070,836	1,096,700	0	5,167,536	4,195,978	971,558
土地貸付収入適年度分	使 用 料	体育施設使用料	7,400	0	0	7,400	7,400	0
財産収入 建物貸付収入適年度分 40,000 0 0 40,000 40,000		計	4,078,236	1,096,700	0	5,174,936	4,203,378	971,558
計 2,029,500 0 0 2,029,500 2,029,500		土地貸付収入(過年度分)	1,989,500	0	0	1,989,500	1,989,500	0
雑 収 入 国保(- 糠酸 除著等三番納付金) 0 0 0 0 48,986 △ 48,986 「 48,986 「 48,986 「 48,986 「 48,986 「 48,986 「 48,986 「 48,986 「 48,986 「	財産収入	建物貸付収入(過年度分)	40,000	0	0	40,000	40,000	0
簡 水 水 道 使 用 料 4,629,277 635,731 0 5,265,008 4,858,732 406,5		計	2,029,500	0	0	2,029,500	2,029,500	0
農 集 集落排水処理施設使用料 213,033 50,656 0 263,689 303,562 △ 39,4 介 護 保 険 料 1,306,449 239,500 32,000 1,513,949 1,563,349 △ 49,4 資 促 手 数 料 26,400 5,000 600 30,800 30,100 600 計 1,332,849 244,500 32,600 1,544,749 1,593,449 △ 48,7 後期高齢 督 促 手 数 料 400 800 0 1,200 1,100	雑 収 入	国保(一般被保険者等第三者納付金)	0	0	0	0	48,986	△ 48,986
保 険 料 1,306,449 239,500 32,000 1,513,949 1,563,349 △ 49,4 日本	簡 水	水 道 使 用 料	4,629,277	635,731	0	5,265,008	4,858,732	406,276
介 護 督 促 手 数 料 26,400 5,000 600 30,800 30,100 計 1,332,849 244,500 32,600 1,544,749 1,593,449 △ 48,4 保 険 料 24,000 64,300 0 88,300 65,000 23,4 後期高齢 督 促 手 数 料 400 800 0 1,200 1,100	農集	集落排水処理施設使用料	213,033	50,656	0	263,689	303,562	△ 39,873
計 1,332,849 244,500 32,600 1,544,749 1,593,449 △ 48,7 保険料 24,000 64,300 0 88,300 65,000 23,3 後期高齢 昼促手数料 400 800 0 1,200 1,100		保 険 料	1,306,449	239,500	32,000	1,513,949	1,563,349	△ 49,400
保険料 24,000 64,300 0 88,300 65,000 23,4 後期高齢 督促手数料 400 800 0 1,200 1,100	介 護	督 促 手 数 料	26,400	5,000	600	30,800	30,100	700
後期高齢 督 促 手 数 料 400 800 0 1,200 1,100		計	1,332,849	244,500	32,600	1,544,749	1,593,449	△ 48,700
		保 険 料	24,000	64,300	0	88,300	65,000	23,300
	後期高齢	督 促 手 数 料	400	800	0	1,200	1,100	100
計 24,400 65,100 0 89,500 66,100 23,		計	24,400	65,100	0	89,500	66,100	23,400
合 計 16,528,204 4,556,021 1,001,232 20,082,993 21,498,078 \triangle 1,415,0		습 計	16,528,204	4,556,021	1,001,232	20,082,993	21,498,078	△ 1,415,085

平成29年度会計別

[F	 分	収入	済 額	支 出	済 額
区	्र ————————————————————————————————————	金 額	収入率(%)	金 額	執行率(%)
一角	安 会 計	2,350,837,944	84.6	2,254,653,484	81.1
	国民健康保険	299,908,374	94.6	287,387,642	90.7
	診 療 所	42,362,669	92.5	42,362,669	92.5
	介護保険	246,466,479	97.2	236,210,450	93.2
特別会計	簡易水道	57,303,165	96.7	57,303,165	96.7
	農業集落排水	43,408,236	93.2	43,408,236	93.2
	土地取得	34,000	34.0	34,000	34.0
	後期高齢者	30,215,396	94.2	29,723,996	92.7
	電気事業	49,906,925	98.4	49,906,925	98.4
合	計	3,120,443,188	87.0	3,000,990,567	83.7

村には土地や建物の他に次のような種類の財産があります

(単位:千円)

	基金名	金 額		基金名	金 額
	1.財政調整基金			1.土地開発基金	35,424
	普通会計	1,191,948		2. 奨学資金貸与基金	10,000
	国保特別会計	3,958	定	3.高額療養費貸付基金	1,000
積	診療所特別会計	53,714	額	4.農産物価格安定基金等	9,136
立	小 計	1,249,620	運	5.生活排水浄化推進基金	15,000
基	2.減債基金	261,469	用	小 計	70,560
	3.特定目的基金				
金	むらおこし基金	382,240	基		
	地域開発基金	115,812	金		
	地域福祉基金等	133,142			
	小 計	631,194			
	4.その他基金	170,714		合 計	2,383,557

最低賃金改正のお知らせ

●高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月5日から施行することとしました。

この決定により、10月5日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間762円以上としなければなりません。

◎最低賃金についてのお問い合わせ先
高知労働局(賃金室)TEL 088-885-6024 または各労働基準監督署へ





平成30年10月26日 秋のおもてなし一斉清掃

お忙しい中、たくさんの方々に参加いただき、ありがとうございました。







平成30年10月29日 ハロウィンパレード













平成30年11月11日 第2回 総社祭

五社神社及び星ヶ丘ふれあい広場にて、第2回総社祭が開催されました。

午前は村内9地区から神輿が集まり、ふれあい広場から五社神社まで練り歩きが行われた他、幡 多農業高校馬術部による「あげ馬」も披露されました。

午後は五社神社境内において、村内3地区の他、柚ノ木地区小学生と県立大生の合同による太刀 踊りが披露されました。

また、農業公社敷地内において食のふるさと市も開催されるなど、多くの人で賑わいました。





国際交流員の

トーマス・キャノンです!

vol.2

皆さん、こんにちは。

もう11月ですね。僕が住んでいたミネアポリス市は、今頃の季節になると1日の平均気 温が0°Cを下回ります。それに比べ、三原村の秋は思っていたよりも暖かく、あまり冬が近 付いているという感覚がありません。

また、秋といえば紅葉の季節ですね。三原村の山々が紅く色付くのを楽しみにしています。

さて、僕が三原村にやって来て三ヶ月が経ちました。時が経つのは早いと思います。こち らでの生活にもだんだん慣れてきて、知り合いも増え、三原村の行事やお祭りに誘ってもら い、プライベートでも色々と経験し、新しいことに挑戦することができました。その中でも 特に印象に残っているのが、小・中学校の運動会と皆尾と柚ノ木のお祭りです。

日本人の皆さんにとって、運動会は子どもの頃から当たり前に行ってきた行事ではない かと思います。しかし、僕が生まれたアメリカには運動会という行事はなく、日本に留学し た時にも参加するチャンスがなかったので、今年の小・中学校の運動会が生まれて初めて参 加する運動会です。オリジナリティー溢れる競技はどれも面白く、皆が一生懸命チームで協 力して競い合う姿にとても感動しました。

教育長に誘われて参加した皆尾のお祭りでは、お神輿と、餅投げを初体験しました。

お神輿は、他の担ぎ手の人より僕の身長が低かったため、僕は肩に担ぐことが出来ず、腕 で支えて担いだのでとても疲れました。途中で放り出すわけにもいかず、高さを皆にあわせ るのにとても苦労しました。餅投げは、皆尾で拾う方を、柚ノ木で投げる方を体験しました が、皆尾で餅を拾った時に勢いよく飛んでくる餅がとても怖かったので、僕が柚ノ木で投げ る時は、拾う人が怖くないように少ない量を優しく投げました。この餅投げの経験は、11月 のどぶろく農林文化祭の餅投げに活かされたと思います。

どぶろくにも初挑戦しましたが、普段飲み慣れていないせいか、どぶろくの中に残るつぶ つぶしたお米の食感が苦手で、あまり飲むことが出来ずとても残念でしたが、甘い風味が広 がるどぶろくの味はとても気に入りました。

そして、柚ノ木のお祭りには太刀踊りの踊り子として参加させてもらい、たった二ヶ月の練 習でちゃんと踊れるか心配でしたが、柚ノ木の皆さんのお陰で一番から最後まで踊りきる ことができました。

お祭りの日は、神社で地域の人達と一緒に食事をし、日本語と英語を交えながら色々な話 ができ、神社のことや三原村のことについて知ることができて嬉しかったです。

今までの私の日本での体験は、全て他所から来たお客としての体験ばかりでした。干葉に

留学していた時も、四ヶ月という短い期間だっ た事もあり、その地域の一員というよりはお客 としての観点ですべてを見ていたように思い ます。しかし、三原村での体験はその地域の一 員として、三原村の住民として、日々新しい知 識や経験を重ねることができ、ここでの毎日を 凄く楽しんでいます。これから、もっともっと 三原村について知りたいと思うと同時に、三原 村の皆さんに僕のことやアメリカの文化につ いて知ってもらい、お互いの交流を深めていけ たらと思いました。



火災 救急は119



~忘れてない? 財布にスマホに 火の確認~



11月9日から15日までの7日間火災予防週間でした。それに伴い11月9日に秋の火災予防パレードを村内で行いました。





毎年12月から1月にかけて餅による窒息事故が増えてきます。 特に高齢者(65歳以上)が多く、約9割を占めています。

餅による事故を防ぐポイント

- ①餅は小さく切って、食べやすい大きさにしましょう。
- ②急いで飲み込まず、ゆっくりと噛んでから飲み込みましょう。
- ③乳幼児や高齢者と一緒に食事をする際は、適時食事の様子を見るなど注意を払うよう心がけましょう。
- ④いざという時に備え、応急手当の方法をよく理解しておきましょう。

応急手当の手順

呼びかけて反応があれば・・・

- 1.まず咳をすることが可能であれば、できる限り咳をさせます。
- 2.咳もできずに窒息しているときは、年齢・性別に関係なく実施可能な背部叩打法(はいぶこうだほう)を行いましょう。

背部叩打法の実施手順

1.食べ物を詰まらせた人(以下「傷病者」といいます。)が立っているか座っている場合は、やや後方から片手で 傷病者の胸もしくは下あごを支えて、うつむかせます。 傷病者が倒れている場合は、傷病者を手前に引き起こして横向きにし、自分の足で傷病者の胸を支えます。

傷柄者が倒れている場合は、傷柄者を手前に引き起こして横向きにし、目分の足で傷柄者の胸を支えます。 片手で傷病者の顔を支えます。

- 2.もう片方の手のひらの付け根で、傷病者の肩甲骨と肩甲骨の間を強く4~5回、迅速に叩きます。
- 3.異物が取れるか、反応がなくなるまで続けます。 呼びかけに反応がない場合や反応がなくなった場合は、救急車を呼びただちに心肺蘇生を開始して下さい。



乳児の例

●寝室

寝室には必ず設置します。(来客が就寝する部屋は除きます。)

- ●階段
 - 寝室が2階以上にある場合、階段にも設置します。
- ●台所(任意設置)

火災予防条例では設置義務はありませんが、設置をおすすめします。 台所には「熱式」の感知器をおすすめします。



住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先 幡多西部消防組合三原分署 予防係 Ta 0880-46-2629

宿毛警察署からのお知らせ

警備課

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝 鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉 致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体 の責務等が定められるとともに毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とす ることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝 鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題と される中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

◇ 北朝鮮による拉致問題とは ◇

昭和45年(1970年)ころから昭和55年(1980年)ころにかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。

◇ 北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案 ◇

上記以外にも、**北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人が883名存在**しているとして、関係機関との連携や捜査を推し進め、真相究明に努めています。

このうち、高知県関係者として、**鎌倉 司さん、亀谷 博昭さん、永本 憲子さん、別役 佳子さんの 4名**が家族等の同意を得て、警察庁や県警ホームページに掲載されています。

あなたにもできること

家族を、人生を奪い去った北朝鮮による拉致。ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。

それが、もしも自分だったら、自分の家族だったら。

拉致問題という問題があり、いまだに解決していないことを知ってください。 拉致問題に関心を 持ってください。

それが、この問題の解決のために、とても大切な一歩となるのです。

冬の道路の通行は、出発前の準備をしっかりと!

四国の道路も、冬期は積雪や凍結によりスリップ事故や車の立ち往生が発生し、重大な事故・渋滞につながることがあります。

お出かけ前の情報収集と冬用タイヤやチェーンの準備をお願いします。

▼四国の道路情報はこちらから(「四国道路情報」で検索)

・パソコンから

・携帯電話、スマホから

https://www.skr.mlit.go.jp/road/info/index.html



■問い合わせ

道の相談室(24時間対応) TEL087-811-8460

国土交通省 四国地方整備局 道路部道路管理課 TEL087-851-8061(代表)

介護保険制度について

介護を社会で支え合い、老後の不安を軽減しましょう。

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年(平成12年)に創設されました。現在では632万人の方が利用し、介護を必要とする高齢者やその家族を支える制度として定着しています。介護保険への加入は40歳以上とし、40歳から64歳の方については、ご自身の親が高齢となり介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期であり、また老後の不安の原因である介護を社会全体で支えるためにも、保険料をご負担いただいています。

介護保険の加入者(被保険者)

介護保険の被保険者は、65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)に分けられます。第1号被保険者は、要介護認定又は要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができ、第2号被保険者は加齢に伴う疾病(特定疾病※)が原因で要介護(要支援)認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

	65歳以上の方(第1号被保険者)	40歳から64歳の方(第2号被保険者)
対象者	65 歳以上の方	40 歳以上 65 歳未満の健保組合、全国健康 保険協会、市町村国保などの医療保険加入者 (40 歳になれば自動的に資格を取得し、65 歳になるときに自動的に第 1 号被保険者に 切り替わります。)
受給要件	·要介護状態·要支援状態	·要介護(要支援)状態が、老化に起因する疾病(特定疾病※) による場合に限定。
保険料の 徴収方法	・市町村と特別区が徴収 (原則、年金からの天引き) ・65歳になった月から徴収開始	・医療保険料と一体的に徴収 (健康保険加入者は、原則、事業主が1/2を負担) ・40 歳になった月から徴収開始

※特定疾病とは

1 がん(末期)	9 脊柱管狭窄症
2 関節リウマチ	10 早老症
3 筋萎縮性側索硬化症	11 多系統萎縮症
4 後縦靱帯骨化症	12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
5 骨折を伴う骨粗鬆症	13 脳血管疾患
6 初老期における認知症	14 閉塞性動脈硬化症
7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	15 慢性閉塞性肺疾患
8 脊椎小脳変性症	16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

運営主体(保険者)と財政

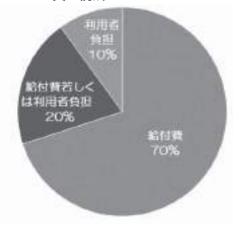
介護保険の保険者とは、市町村や特別区になります。

介護保険者は、介護サービス費用の7割~9割を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し、介護保険 財政を運営しています。

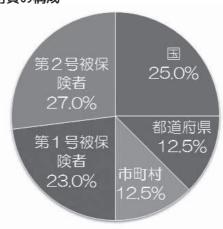
介護サービスを利用した場合、介護サービス費用が発生します。

介護サービス費の利用者負担額は1~3割負担(原則1割ですが、所得状況により、2割~3割負担となる方もいます。)となっており、残りの7~9割を保険者が公費5割及び保険料5割で給付し運営しています。※ 食事代や居室等にかかる料金は利用者負担となります。

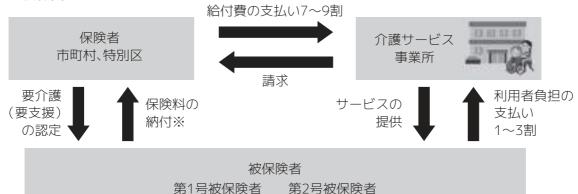
○介護サービス費の構成



○給付費の構成



○介護保険の関係図



※ 保険料について

第1号被保険者の保険料

特別徴収(年金からの天引き)が原則であり、老齢等年金給付を一定金額(年間18万円)以上受給している方は年金から天引きを行います。

※一定金額以上でも年度途中から65歳になった場合や、転入した場合など特別徴収ができない場合があります。

普通徴収(納付書での納付)となっている場合は、直接市町村へ保険料を納付します。

第2号被保険者の保険料

・健康保険に加入している場合

健康保険に加入する第2号被保険者が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収され、医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で1/2ずつ負担します。

・国民健康保険に加入している場合

国民健康保険に加入している第2号被保険者が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険税と 一体的に徴収されます。

第2号被保険者の介護保険料は徴収された後、社会保険診療報酬支払基金へ一度集められ、各保険者へ交付されます。

次回は、介護保険の利用の仕方について掲載します。

広報の広場

~新成人の皆さんへ~ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったとき に、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう!

民年金のポ イント

☑将来の大きな支えになります!

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって 保障されます。

☑老後のためだけのものではありません!

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。 障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた 遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

納付特例

▽「学牛納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年 金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等 専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の 日本分校に在学する方です。

☑「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国 民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができな い場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度 の他、免除制度があります。国民年金のご相談・お手続きについては、

市区町村 または 年金事務所 までお問い合わせください。



出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

· 開 設 日: 平成30年12月20日(木曜日)

- 開設時間:午前10:00~正午まで

· 開設場所: 三原村役場 · 第三会議室

出張相談は**完全予約制**となりますので、**必ず事前の予約**をお願いいたします。予約のない方は お断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は三原村住民課(46-2111)までご連絡ください。

相談時に必要なもの

- ·年金手帳 ·写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨)
- ·年金証書 ·その他日本年金機構から交付された文書
- ※代理の方が相談に来られる場合は、併せて**委任状と写真付きの身分証明書等(代理で来られる** 方のもの)が必要です。委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください。



「佐川急便をかたるショートメッセージ(SMS)」に注意!

佐川急便を名乗って、「荷物を配達したが、不在で持ち帰る」といったショートメッセージが届き、指定されたリンク先をクリックすると、佐川急便のホームページにそっくりな不審なサイトに接続するなどの事例が全国的に急増しています。県内でも7月末頃から同様の相談が寄せられており、今後、増加する可能性がありますので、注意が必要です。

【事例①】

佐川急便から不在連絡のショートメッセージ(SMS)が届き、添付のURLでホームページに接続し「再配達の依頼」を選択した。携帯電話番号を入力したら、認証 ID を求められた。

そこに、ちょうど別のショートメッセージで認証 ID が届き、それを入力したら、「キャリア決済された」というメッセージが立て続けに届いた。内容を見ると、スマートフォンメーカーからデジタルコンテンツを購入したことになっていた。どうすればいいのか知りたい。 (相談者 女性)

【事例②】

深夜、佐川急便の名前で不在連絡のショートメッセージ(SMS)が届いた。指定箇所をタップしたら、佐川急便のロゴがついたサイトに接続した。今後、何か請求されるのではないか心配だ。 (相談者 60代 男性)

【アドバイス】

- 1.佐川急便の名前でショートメッセージ(SMS)が届いても、そのメッセージは、開かずに削除してください。(現在、佐川急便ではSMSによる案内は行っていません。)
- ※SMS内のURLをタップして表示された偽サイト内では、画面のどこをタップしても不審なアプリがダウンロードされるという情報があります。
- 2. 「キャリア決済された」場合は、決済を取り消しできる場合がありますので、被害を拡大させないためにも、早急に携帯電話会社及びクレジット会社に連絡してください。
- 3.荷物が届くかもしれない場合は、電話帳などで調べた電話番号で営業所に確認しましょう。
- 4.心配なときは、3桁の番号188(いやや)にダイヤルすれば、お近くの消費生活センターか市町村の消費生活相談窓口につながりますので、ご相談ください。

高知県立消費生活センター地域見守り情報 第116号より

※幡多広域消費生活センターでは、出前講座(無料)による啓発活動を実施しています。お気軽にお申込みください。

幡多広域消費生活センター

相談受付 ・月曜日~金曜日(祝祭日および年末年始を除く)

 $\cdot 9:00 \sim 12:00 / 13:00 \sim 17:00$

電 話 0880-34-6301 FAX 0880-34-6295

 \mp 7 8 7 - 0 0 1 2

四万十市右山五月町8番32号四万十市立働く婦人の家1階

		12月28日(金曜日)	通常通り 9:00~16:30
年	末	12月29日(土曜日)	当 日 9:00~16:00
		12月30日(日曜日)~1月3日(木曜日)	休業日のため、ゴミの受け入れは致しません
年	始	1月 4日(金曜日)	通常通り 9:00 ~ 16:30

※昼休み12:00~13:00のごみの受け入れは行っていません。 ※土日祝日は休みとなっております。

幡多クリーンセンター 肛 0880-31-2600

2の合列集の目に国家国一の記事法計

村内のごみ収集の最終日は、12月28日(金)で、収集地域は、B地区です。 ごみ収集は年が明けて、1月4日(金)の収集地域はB地区から収集を行います。 収集日以外の日には、ゴミステーションにゴミを出さないでください。 「ゴミを出す日」は、村のカレンダーをご覧ください。

三原村住民課 IL 46-2111



人権擁護委員はあなたの 身近な相談パートナーです

人権擁護委員をご存知ですか。地域の住民の皆さんの人権が侵されないように絶えず見守り、もし、人権が侵されたときには法務局と連携して、救済のための適切な措置をとるとともに、人権尊重思想をご理解いただくための活動を行うことを使命としています。

家庭、学校、職場、地域社会などでの困りごと や悩みごとは、お気軽に人権擁護委員にご相談 ください。相談料は無料で、相談内容の秘密は厳 守します。

あなたの街の人権擁護委員は、次の方々です。 津野寿雄さん 榎 恭助さん

「くらしの悩みごと相談所」

12月4日(火)に、高知よさこい咲都合同庁舎で「くらしの悩みごと相談所」が開催されます。同会場において、人権擁護委員が、地域住民の皆さんの様々な悩みごとの相談をお受けいたします。皆様、お気軽にお越し下さい。

記

1 日 時 平30年12月4日(火) 午前10時から午後0時 午後1時から午後4時まで (相談受付は午後3時30分まで)

2 会 場 高知よさこい咲都合同庁舎 7F会議室

(高知市栄田町2丁目2-10)

3 相談担当者 弁護士資格を有する人権擁護委員 司法書士資格を有する人権擁護委員

4 相談内容 差別待遇,暴行・虐待,いじめ,DV等, 家庭及び近隣関係等における法律・ 人権問題に関するあらゆる相談

5 その他 事前予約制です。下記お問合せ先に てご予約ください。 田談は無料で、田談内窓の秘密は

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

*以上の記事に関するお問い合わせは 高知地方法務局人権擁護課(TE1088-822-3503)まで

世界人權宣言70周年

12月4日から10日までは人権週間です。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では,本年12月4日から12月10日までを「第70回人権週間」と定め,平成30年度啓発活動重点目標「みんなで築こう」人権の世紀 ~考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心~」のほか,下記の項目を強調事項に掲げ,積極的に啓発活動を展開し,人権尊重意識の普及高揚並びに人権擁護委員制度の周知に努めることとしています。

記

第70回人権週間強調事項

- ○女性の人権を守ろう
- ○子どもの人権を守ろう
- ○高齢者の人権を守ろう
- ○障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ○部落差別等の同和問題に関する偏見や差別 をなくそう
- ○アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう ○外国人の人権を尊重しよう
- ○H I V 感染者やハンセン病患者等に対する 偏見や差別をなくそう
- ○刑を終えて出所した人に対する偏見や差別 をなくそう
- ○犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ○インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ○北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認 識を深めよう
- ○ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ○性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ○性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ○人身取引をなくそう
- ○東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう
- ※お問い合わせは、最寄りの法務局又は市町 村の担当窓口又は人権擁護委員まで。

弁護士資格のある人権擁護委員による人権相談所のご案内

次の日程により、弁護士資格のある人権擁護委員が人権相談をお受けします。特に、法律関係についてお困り、お悩みの方は、ぜひご利用ください。

- 1 開設日 平成31年1月24日(木) 平成31年3月28日(木)
- 2 時 間 午後1時00分から午後3時00分まで
- 3 開設場所 高知地方法務局四万十支局(四万十市右山五月町3番12号)
- 4 電話番号 0880 (34) 1600
- 5 その他 事前予約制につき、事前に電話で(または来庁の上)ご予約ください。 相談時間一人30分以内。相談は無料、秘密は厳守します。

高知県小動物管理センターに収容されている 大や猫の新しい飼い主を募集しています!!!

- ◆犬や猫の性格や健康状態を十分に理解した上で、終生お世話をしていただける方をお待ち しています。
- ◆見学は随時受け付けておりますので、センターまでお気軽にお問い合わせ下さい。
- ◆譲渡を希望される方は、事前に「犬・猫の飼い方講習会」を受講していただく必要があり ます。



講習会日程(H30年度)

場所: 幡多福祉保健所 2 階会議室 時間:10:00~12:00 12月16日(日)、1月23日(水)、3月6日(水)

- ●受講希望の方は、当日10時までにお越し下さい。
- ■高知市でも講習会を開催しています。詳しくは、幡多福祉保健所までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

●高知県中村小動物管理センター 所在地:四万十市古津賀3069-4 TEL:0880-34-6252

所在地:四万十市中村山手通19 TEL:0880-34-5119 ■幡多福祉保健所

平成30年度 宝くじの社会貢献広報事業

宝くじの助成金による社会貢献広報事業として、地域社会の健全な 発展と住民福祉の向上に寄与する平成30年度コミュニティ助成事業に より、宮ノ川・上長谷の神輿が新調・修理され、今年の秋祭りに華を 添えることができました。





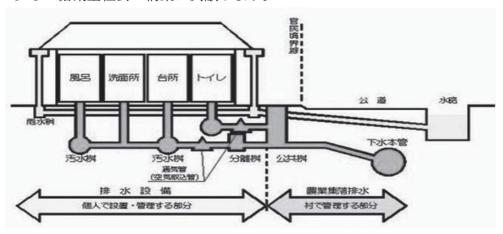


農業集落排水に加入しませんか。

※来栖野・柚ノ木・宮ノ川(星ヶ丘団地除く)にお住まいの方に限ります。

・農業集落排水とは

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ります。また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への付加の少ない循環型社会の構築に貢献します。



◇加入金など、詳しい内容についてはお問い合わせください◇

〈お問い合わせ先〉

三原村役場 農林業建設課 農業集落排水 係 TEL 46-2111

~住宅の耐震化等を支援しています~

村では、災害から身を守る対策として様々な補助を行っております。これから来ると予想される南海トラフ大地震等に備え、是非ご活用ください。

■住宅耐震改修事業

村では、住宅の耐震化に対する費用等について支援しています。 この事業は、①耐震診断→②耐震改修設計→③耐震改修工事の段階ごとに実施します。

①耐震診断

- ・昭和56年5月以前*1に建築された住宅を対象に県に登録している耐震診断士が耐震 診断を行います。
- ・50,000円まで補助
- · 3.000円自己負担

②耐震改修設計

- ・耐震診断の結果、耐震性に 問題がある住宅に対して耐 震改修の設計を行います。
- ・205,000円まで補助

③耐震改修工事

- ・②の耐震改修設計に基づいて、耐震改修の工事を行います。
- ・925,000円まで補助

■ブロック塀等耐震対策事業

ブロック塀の除去・改修

- ・道路や避難路等に面している倒壊の危険性の高いブロック塀について、撤去及び安全性の高いフェンス等への改修を行います。
- ・205,000円まで補助

■老朽住宅除去事業

老朽住宅等の除却

- ・災害等での倒壊により周囲 の住宅や、県道、村道、避 難路に被害や危険を及ぼす 恐れのある、空き家等の除 却を行います。
- ・1,625,000円まで補助

※1 昭和56年5月31日以前に建 築された木造住宅(戸建、長 屋及び共同住宅で併用住宅 を含み持家、賃家を問わない)

※詳しくは農林業建設課までお問い合わせください。

間い合わせ先

三原村役場 農林業建設課

8 (0880) 46-2111

狩猟免許試験について

猟友会が実施する初心者講習会

	311177	O 100 O H 1117		
場所	日 時	実施する講習		
安芸市	12月16日(日)	9時	安芸市民会館	わな猟
土佐町	1月 5日(土)	9時	土佐町保健福祉センター	わな猟
高知市	1月20日(日)	9時	高知県立ふくし 交流プラザ	第一種銃猟 第二種銃猟 わな猟

- 1・講習は午前9時30分より午後5時まで(受付は9時から) ※講習終了時間は受講人数や受講種類によって前後することがあります。
- 2.受講料 7,000円(※ テキスト代含む)
- 3・当日は筆記用具をご持参ください。
- 4 · 初心者講習会の申し込みは各地区猟友会へ
 - ※定員は各会場50名まで
 - ※各試験日の10日前までに猟友会へ必着するよう申請 してください。

◎初心者講習会 申し込み・問合せ先…TEL (088)856-6641 〒780-0901 高知市上町2丁目7-2 一般社団法人 高知県猟友会 初心者講習会の申込書は猟友会ホームページよりダウン ロードできます。

ホームページ http://www.kochi-ryoyu.com/

県が実施する狩猟免許試験

場所	日 時		会 場	実施する講習
安芸市	12月20日(木)	10時	安芸 市民会館	わな猟
土佐町	1月12日(土)	10時	土佐町保健福祉 センター	わな猟
高知市	1月26日(土)	10時	高知県立ふくし	第一種銃猟·第二種銃猟
ווחיירווי	1月27日(日)	1 UP	交流プラザ	わな猟

試験申請手数料 5,200円(一部免除者は 3,900円)

- ※各試験日の10日前までに高知県猟友会または県へ必着するよう申請してください。
- ◎狩猟免許試験 申し込み・問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 (県本庁舎3階)

高知県 鳥獣対策課 TEL (088)823-9042

または、一般社団法人高知県猟友会までお問合せください。 試験申請書等は鳥獣対策課ホームページよりダウンロー ドできます。

ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070201/

~狩猟免許試験のご案内~

上記のとおり狩猟免許試験が実施されます。

シカやイノシシなどの被害にお困りの農林業の皆様をはじめ、たくさんの方の受験をお待ちしております。

【受験料】初心者: 5, 2 0 0 円 一部免除者: 3, 9 0 0 円

【申請書配布場所】県庁鳥獣対策課、各地区猟友会、(市町村役場農林課等)

(県庁鳥獣対策課ホームページよりダウンロード可能です)

【申請方法】各試験日の締切日までに必着するよう持参または郵送

林業退職金共済制度(林退共)の退職金請求について

林業の仕事に従事されたことがあり、当時、林退共制度に加入していた方、もしくは加入していたかもしれない方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、お気軽に最寄りの支部又は本部へお問い合わせ下さい。また、林退共事業本部では、被共済者の方に確実に退職金を受け取っていただくこと等を目的として、現況調査、アンケート調査を実施しておりますので、ぜひ調査にもご協力いただきますようお願い申し上げます。

く問い合わせ先>

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル

電話03-6731-2889 FAX03-6731-2890

詳しくはホームページでもご案内しております。

http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/

放送大学 入学生募集のお知らせ

- ○放送大学は、4月入学生を募集しています。
- ○10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。
- 〇心理学·福祉·経済·歴史·文学·情報·自然科学など、 約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶこと ができます。
- ○全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。
- ○資料を無料で差し上げています。

お気軽に放送大学高知学習センター

(20088-843-4864)までご請求下さい。

○出願期間は、第1回は2月28日まで、第2回は3月17日 まで。

常勤講師(期限付講師):非常勤講師(時間講師)の募集

職務内容	○常勤講師は、公立小・中学校、県立学校の欠員・産休・育休・病休等の補充教員として勤務します。 ○非常勤講師は、高等学校の教科・科目の授業時間だけ勤務します。		
雇用期間	○常勤講師は、欠員·産休·育休·病休等の補充の期間(最長約1年間) ○非常勤講師は、最長約1年間、週当たり数時間から十数時間まで		
資 格	採用時において有効な教員免許状(臨時免許状を含む)を有する者		
待 遇	○常勤講師の場合 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)に準じて支給します。 大学新卒(22歳)で基本給約20万円、その他通勤手当、期末手当、勤勉手当等諸手当あり ○非常勤講師の場合 時給約3千円、その他交通費相当額		
志願書・ 募集要項の 配布場所	高知県教育委員会事務局教職員・福利課、高知県教育センター本館、東部教育事務所・中部教育事務所・西部教育事務所、高知県東京事務所・大阪事務所・名古屋事務所及び市町村(学校組合)教育委員会事務局なお、高知県教育委員会事務局教職員・福利課の下記のホームページから、志願書等の応募書類の様式をダウンロードすることもできます。 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/		
応募方法	募集要項の「応募の手続」に従って、志願書、申告書等を、高知県教育委員会事務局 教職員・福利課に提出してください。		
提出期間	平成31年4月当初の採用を希望する場合は、平成30年10月1日(月)から平成31年2月15日(金)までの期間内に提出してください。 なお、年度途中の採用については、平成31年2月16日(土)以降も応募を受け付けます。		

[問い合わせ先]

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当(田上・葛原) 電話:088-821-4903 住所:〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

相続登記相談のお知らせ

高知県司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか」月間と定め、相続登記の他、遺産分割、遺言、法定相続情報証明制度等、相続に関する様々なご相談に司法書士がお答えする無料相談会を開催します。

三原村近隣の会場は左記のとおりです。予約不要ですので、ぜひお気軽にご利用ください。

▽日時

平成31年2月2日(土)10時~15時 ▽場所

- ·土佐清水市中央公民館 (土佐清水市天神町11番15号)
- ・三原村農業構造改善センター (幡多郡三原村宮ノ川1130番地)
- ■問 高知県司法書士会総合相談センター TEL 088-825-3143

認知症予防教室開催のお知らせ

聖ヶ丘病院で認知症予防の講座&座談会を開催します。

1月は『知っ得!! 地域包括支援センターのお 仕事あれこれ』で、地域包括支援センター職員が お話します。事前の申込は不要です。どなたでも お気軽にご参加ください。

日 時:平成31年1月25日(金) 14時~15時 開催場所:宿毛市押ノ川1196 医療法人祥星会 聖ヶ丘病院 作業療法室

参加費:無料

駐車場:有

お問い合わせ:聖ヶ丘病院 地域連携室

中野·長尾

電話番号:0880-63-2146(病院代表)

自衛官等採用試験のお知らせ(自衛官候補生・予備自衛官補)

※自衛官候補生の応募資格(年齢)が変更されました!

【自衛官候補生】

【身分】特別職国家公務員(自衛隊員)

【応募資格】 学歴不問 18歳以上27歳未満から、18歳以上33歳未満に変更ただし、32歳の者にあっては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限ります。

【試験種目】 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

【受付期間】 受付は年間を通じて行っております。

【試験期日】 受付時にお知らせします。

【 給与等 】 (月額)131,800円、自衛官任官後(約3ヶ月後)から 167,700円 平成30年1月1日現在

【各種手当】 自衛官任官後、扶養手当、地域手当、航海手当、航空手当等がそれぞれの該当者に支給されます。また、年2回期末・勤勉手当が支給されます。

【休日·休暇】 年次休暇のほか、年末年始の特別休暇等があり、週休2日制が実施されています。

【予備自衛官補一般•技能】

【身分】 非常勤の特別職国家公務員

【受験資格】 (一般)18歳以上34歳未満

(技能)18歳以上53~55歳未満(資格内容により異なります。)

※ 技能公募につきましては、各種資格が必要となります。

下記連絡先までお問い合わせ下さい。

【試験種目】(一般)筆記試験(国語、数学、理科、社会、英語及び作文)、口述試験、適性検査、身体検査

(技能)筆記試験(小論文)、口述試験、適性検査及び身体検査

【受付期間】 平成31年1月初旬~平成31年3月中旬予定

【試験期日】 平成31年4月初旬予定

【 手当等 】 日額7,900円(教育訓練参加日数分支給)

自宅から訓練実施駐屯地までの交通費を支給します。

お問合せ 防衛省 自衛隊高知地方協力本部 四万十地域事務所 電話番号 0880-35-3096

当直医療機関

休日当直日	四万十市	宿毛市	土佐清水市
108210/8)	幡多病院	川村内科クリニック	渭南病院
12月31日(月)	0880-34-6211	0880-66-2911	0880-82-1151
1月 1日(火)	中村病院	幡多けんみん病院	松谷病院
	0880-34-3177	0880-66-2222	0880-82-0001
18 00(-1/2)	中村クリニック	聖ヶ丘病院	渭南病院
1月 2日(水)	0880-34-5100	0880-63-2146	0880-82-1151
1日 2日(士)	さくらクリニック	田村内科クリニック	渭南病院
1月 3日(木)	0880-35-2555	0880-63-1668	0880-82-1151

幡多地区年末年始休日救急歯科診療—当番医療機関

12月30日(日)	西町歯科医院	宿毛市西町2-20-15	0880-65-0001
12月31日(月)	安岡歯科診療所	土佐清水市下ノ加江216	0880-84-0002
1月 1日(火)	前田歯科矯正歯科	宿毛市萩原1-31	0880-63-3803
1月 2日(水)	山本歯科診療所	四万十市中村山手通31	0880-35-2656
1月 3日(木)	京町歯科診療所	四万十市中村大橋通3-24-1	0880-34-2258

